

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏名並びにそ の所属する部署の名称及び所 在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応 募者数		継続支出の 有無	
放射性キセノン分 析等作業 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房会計官付 経理室長 酒井 行信 東京都新宿区市谷本村町5-1	平成28年4月1日	公益財団法人 日本分析センター 千葉市稲毛区山王町 295-3	6040005001380	本案件を履行するためには、 放射性キセノン測定システム に関する機能・性能を熟知し ており、放射性キセノン測定に 関する専門的知見及び取扱 技術を有していることが必要 不可欠であるため、公募を実 施した結果、応募者が1者の みであり、かつ資格要件を満 たしているため。 (会計法第29条の3第4項)	同種その他の契約の 予定価格を類推さ れるおそれがある ため公表しない。	12,754,800	-		公財	国認定	1	当該支出に係る契約につ いては、専門的知見及び取 扱技術が必要不可欠であ り、今後も公募により透明 性及び競争性を担保するも のである。	有	
日本武道館 大 ホール使用料 4日	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊中央会計隊 契約科長 橋本 耕司 東京都新宿区市谷本村町5-1	平成28年10月7日	公益財団法人 日本武道館 東京都千代田区北の 丸公園2-3	8010005004194	根拠法令:会計法第29条の3 第4項 立地条件、警備要件等必要な 役務を提供できるのは当該業 者のみであるため。	15,120,000	15,120,000	100.0%		公財	国認定	1	当該支出に係る契約につ いては、当該場所で行なわ れれば行政事務を行うことが不 可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特 定される賃貸借契約である ため、競争性のない随意契 約によらざるを得ないもの である。	有	
日本武道館付帯施 設・設備使用料 1セット	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊中央会計隊 契約科長 橋本 耕司 東京都新宿区市谷本村町5-1	平成28年10月13日	公益財団法人 日本武道館 東京都千代田区北の 丸公園2-3	8010005004194	根拠法令:会計法第29条の3 第4項 当該施設の付帯施設、設備使 用料のため。	10,442,088	10,442,088	100.0%		公財	国認定	1	当該支出に係る契約につ いては、当該場所で行なわ れれば行政事務を行うことが不 可能であることから場所が 限定され、供給者が一に特 定される賃貸借契約である ため、競争性のない随意契 約によらざるを得ないもの である。	有	
収納バッグ2型、大 (縫製) 1500個	陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 東京都北区十条台1-5-70	平成28年6月30日	公益財団法人 矯正協会 (東京都中央区新井3- 37-2)	2011205000014	公益財団法人から直接買い 入れるため。	11,074,320	11,074,320	100.0%		公財	国認定	1	当該支出に係る契約につ いては、法務行政への協力 として、刑務作業を使用し ているものであるため、競 争性のない随意契約によら ざるを得ないものである。	有	
まくらカバー、7形 用、ページジュほか3 品目	陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 東京都北区十条台1-5-70	平成28年6月30日	公益財団法人 矯正協会 (東京都中央区新井3- 37-2)	2011205000014	公益財団法人から直接買い 入れるため。	14,617,309	14,617,309	100.0%		公財	国認定	1	当該支出に係る契約につ いては、法務行政への協力 として、刑務作業を使用し ているものであるため、競 争性のない随意契約によら ざるを得ないものである。	有	
作業服2型、1Aほ か2品目	陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長 後藤 範雄 東京都北区十条台1-5-70	平成28年6月30日	公益財団法人 矯正協会 (東京都中央区新井3- 37-2)	2011205000014	公益財団法人から直接買い 入れるため。	13,359,600	13,359,600	100.0%		公財	国認定	1	当該支出に係る契約につ いては、法務行政への協力 として、刑務作業を使用し ているものであるため、競 争性のない随意契約によら ざるを得ないものである。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。